令和6年度君津市BPR業務委託公募型プロポーザル実施要領

１ 概要

（１）業務の名称

令和６年度君津市ＢＰＲ業務委託

（２）業務の目的

君津市（以下、「市」という。）は年少人口及び生産年齢人口の割合の減少や、６５歳以上人口の割合の増加による人口構造の変化などにより、大幅な税収の増加が期待できないことや、扶助費の増加、老朽化した公共施設等の大規模改修や建替えなど、投資的経費の増加による財政負担が見込まれる中で持続可能な行政運営を行うため、自治体情報システムの標準化・共通化と併せ、業務フローの抜本的な見直しが必要である。

本業務は、人的資源や財源が限定される中で多様化する市民ニーズに的確に応えていくため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40 号）（以下「法」という。）の規定に基づき、市の業務（以下、「対象業務」という。）について、ＢＰＲ（Business Process Re-engineering）の手法を導入し、業務の効率化を図るとともに、ＢＰＲの実施手法の提供を受けることにより職員が自らＢＰＲ手法により業務改善に取り組めるようにすることを目的とする。

（３）業務の内容

詳細は、別紙仕様書に記載のとおり

（４）履行期間

契約日の翌日から令和６年１２月２７日

（５）提案上限額

１０，８９０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（６）担当部局及び書類提出先等

君津市役所ＤＸ推進課ＤＸ推進係

〒２９９－１１９２ 千葉県君津市久保２丁目１３番１号

電話：０４３９－５６－１１２５

e-mail：dx@city.kimitsu.lg.jp

２　参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、下記の要件を全て満たすこと。

（１）君津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。

（２）君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成２０年３月１日制定）及び君津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成２７年君津市告示第７３号）による指名停止措置を受託候補者の選定する日までに受けていない者

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のほか、次の事項に該当しない者

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は受託候補者を選定する前６か月以内に手形又は小切手を不渡りにした者

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの

ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの

（４）前３号に掲げるもののほか、必要と認める要件を満たす者

（５）（１）の規定は、入札参加資格を有する者が少ない場合又はいない場合等のほか、入札参加資格の有無にかかわらず、広く提案を求める必要があると認められるときは、適用しないものとする。この場合において、会社の規模、財務状況等について、入札参加資格審査申請に準じた審査を行うものとする。

（６）３（１）に掲げる期間中、本市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。

（７）本プロポーザルにおいて、別の提案をしていないこと。再委託業者についても本項を適用する。

３ 公募型プロポーザルの手続等

（１）プロポーザルの日程

ア 事業公募開始 令和６年４月5日（金）

イ 質疑書提出期限 令和６年４月１１日（木）午後１時まで

ウ 質疑回答 令和6年４月１８日（木）

エ 参加申込書提出期限 令和６年４月２５日（木）午後１時まで

オ 企画提案書提出期限 令和6年５月９日（木）午後1時まで

カ プレゼンテーション 令和６年５月１６日（木）

キ 審査結果通知・公表 令和６年５月２３日（木）

（２）参加申込書の提出

本件に参加する場合は、参加申込書（様式第１号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申込書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。

ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア 提出期限 令和６年４月２５日（木）午後１時まで（必着）

イ 提出書類

①参加申込書（様式第１号） 代表者印を押印したもの１部

②参加資格要件確認書（様式第２号） 構成員毎に１部

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。

また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 １（６）に同じ。

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様

式第３号）を提出すること。

なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

（３）質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第４号）により受け付ける。

ア 提出期限 令和６年４月１１日（木）午後１時まで（必着）

イ 提出先 １（６）に同じ。

ウ 提出方法 電子メール

質疑書を添付し送付すること。

なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。

また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名： BPR：＋送信年月日[yyyymmdd] ＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和６年４月９日に質疑書を送付した場合

BPR：20240409 株式会社△△△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、下記の期日までに、市ホームページに掲載する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和６年４月１８日（木）

（４）企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和６年５月９日（木）午後１時まで（必着）

イ 提出書類

①履行実績等（様式第５号）

履行実績等の添付書類については、すべて片面印刷とし、可能な限りＡ４　サイズとすること。ただし、やむを得ずＡ３サイズとする場合は、片袖折りをしてＡ４サイズにあわせること。

②業務実施体制図（様式第６号）

③企画提案書（様式第７号）

企画提案書については、すべて片面印刷、Ａ４用紙とする。

④価格提案書（様式第８号）

ウ 提出部数 正本１部 副本５部

エ 提出方法 持参又は郵送による。

なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。

また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 １（６）に同じ。

４ 評価方法等

（１）評価基準

別表「評価基準」のとおり。

（２）評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。また、参加申請者が１者であっても、本要領の参加資格・基準、その他記載事項を満たすときは、契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の５割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加申請者が４者以上のときは、事前に能力評価による１次選考を行い、その評価点が上位の３者において提案評価及び価格評価による２次選考を行う。

オ １次選考の結果は、令和6年５月１4日（火）までに電子メールにより通知する。

（３）提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和6年５月１６日（木）を予定

イ 実施方法 ＷＥＢ会議システム（Zoom）を用いてオンラインで実施する。

ウ 時間 提案者毎の時間は、４５分（プレゼンテーション３０分、質疑応

答１５分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

エ 参加人数 参加人数は、３人以内とする。

なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

エ 注意事項

①発表の順番等については、原則、参加申込書の提出順とする。

②プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。

③企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、

企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。

（４）結果通知

評価結果は、令和６年５月２３日（木）に電子メールによる通知を発送する

５ 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。

ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

６ その他

（１）企画提案書の提出後、提案者が２に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

（２）企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

（３）企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。

（４）企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

（５）提出された資料は、返却しない。

（６）審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。

（７）本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。